

2015 年度目録委員会記録 No.5

第 5 回委員会

日時：2015 年 9 月 19 日（土）14 時～17 時 40 分

場所：日本図書館協会

出席：渡邊委員長、木下、河野、田代、津田、野美山、平田、古川、横山

<事務局>磯部

[配布資料]

1. 典拠形アクセス・ポイントの部の素案（平成 26 年度書誌調整連絡会議提示）の改訂について（4 ページ-A4、NDL 収集書誌部）
2. NDL 改訂案第 22 章の動画作品・聖典を含む規定に関する意見（2 ページ-A4、古川委員）
3. 第Ⅱ部ユニット K タイトル（下位レベル）（第 3 次案）（3 ページ-A4、古川委員）
4. 第Ⅱ部ユニット L 責任表示（下位レベル）（第 3 次案）（2 ページ-A4、古川委員）
5. 第Ⅱ部 資料に関する記録 ユニット G 出版等に関する記録（50 ページ-A4、横山委員）
6. 第 3 部 関連 第 41 章 関連総則（2015.9 案）（2 ページ-A4、渡邊委員長）
7. 第Ⅳ部 関連 42 章 資料に関する主要な関連（4 ページ-A4、平田委員）
8. 付録 J（仮） 関連指示子（Excel 版）（13 ページ-A4、河野委員）
9. 著作と非作成者との関連に関するメモ-RDA と比較してー（2 ページ-A4、古川委員）
10. 第Ⅳ部 D.0～.2 資料と個人・家族・団体との関連（第 4 次案）（11 ページ-A4、古川委員）
11. 第Ⅳ部 D.3～.4 資料と行為主体との関連（体現形、個別資料）（7 ページ-A4、木下委員）
12. 第 3 部セクション 8 第 46 章 個人、家族、団体との関連（23 ページ-A4、村上委員）
13. 総説等に関するメモ（2015.9 版）（2 ページ-A4、渡邊委員長）
14. 新 NCR 序説（2015.9 案）（9 ページ-A4、渡邊委員長）
15. 第 1 部 0 章 総説（2015.9 版）（8 ページ-A4、渡邊委員長）
16. セクション 1 第 1 章 属性総則（2015.9 版）（27 ページ-A4、渡邊委員長）
17. #5.X.1 表現形（内容の要約等）（6 ページ-A4、横山委員）
18. #5 ユニット X.7 表現形（表記の形式等）（21 ページ-A4、野美山委員）
19. 第Ⅲ部アクセス・ポイント ユニット O 場所に対する典拠形アクセス・ポイント（13 ページ-A4、村上委員）
20. 2015 年度第 4 回目録委員会記録（案）（4 ページ-A4、古川委員）

[報告事項ほか]

1. 2015年度第4回目録委員会記録（資料20）について確認した。
2. スケジュール見直し案の公開について確認した。
3. 津田委員より IFLA（ケープタウン大会）への出張報告があった。
  - ・目録分科会において、ICP改訂のワールドワイドレビューについて、JLAの他、ALA、カナダ、ニュージーランド等からほとんど同じ箇所への指摘があった旨が報告された。今年末に最終版の改訂案が提示される予定とのこと。
  - ・VIAF評議会において、imaginary characters（架空の人物等）の名称典拠が入って来ている旨が報告された。

[検討事項]

1. 典拠形アクセス・ポイントの部の素案の改訂について

9月2日付でNDLから提示された改訂条文案について、資料1・2をもとに、以下のよう  
に検討を行った。

  - ・優先言語について、今回の改訂では日本語形を本則に、原語形を別法に、という形で  
入れ替えており、目録委員会原案に戻った形である。
  - ・著作の優先タイトルについて、著作から体现形への生成過程を考えると原語形本則が  
いいと考えられる一方で、原語形の決定が難しい著作もある。日本語形のタイトルと  
表現形のタイトルとの関係はどうなるのか。テキストでない著作物の扱いも考える必  
要がある。
  - ・個人名について、MARC会社（公共図書館）の典拠ファイルも西洋人の標目には原綴  
形を使用している。団体名はどうか等、MARC会社（公共図書館）の運用を正確に調  
査する必要がある。
  - ・動画作品の規定について、本来ならば「作成者がいない著作」とでも題する独立の条  
項を立てる必要がある、と考えられるが、資料1が「ただし」で始まる独立の段落を  
立てていることは、これに準じた扱いをしたものとみなすことができる。
  - ・相互に役割が異なる複数の作成者の典拠形アクセス・ポイントを含む例示において、「両  
者の役割は異なるが、著作への関与が対等である場合」という表現を、「両者の役割は  
異なるが、ともに作成者である場合」という表現に改める方がよいと思われる。
  - ・聖典の規定について、聖典は必ずしも無著者名とは限らないことを考慮し、RDAに準  
拠した形で特定の作成者による聖典の条文を置く必要がある。
  - ・日本人の世系については、日本人と西洋人で統一されていないことの方が問題である  
ため、双方ともに優先名称の一部とすることで決定する。

## 2. タイトル（下位レベル）・責任表示（下位レベル）

資料 3・4 について、以下のように説明と検討を行った。

- ・「内容細目」というエレメントを案の条文中から削除し、例示で「内容：」の形で示唆するにとどめた。
- ・「下位タイトル内番号」はシリーズ表示のシリーズ内番号とのバランスを考えてあえて立項したものだったが、RDA にない項目であるため取り下げ、任意追加の「有益と判断される情報」として扱うこととする。
- ・下位レベルのタイトルと責任表示を著作のエレメントとしても設定するかどうかについては、関連する著作として記録するのがよいのでは、という意見もあり、当面 RDA の改訂の様子を見ることとする。
- ・下位タイトルの同一の責任表示の記録の方法については、エンコーディングの規定となるところまでは明記せず、タイトルとの対応関係が分かるように記録する、と規定するにとどめ、例示で補うこととする。

## 3. 出版事項

資料 5 について、以下のように説明または検討を行った。

- ・複数巻単行資料と逐次刊行物の変化の条文を統合した。
- ・推定した市町村名の記録で上位の地方自治体名も確定できない場合の疑問符の位置は、RDA 原文に従って直接上位の地方自治体名に付与することとする。
- ・書写資料の[写][自筆]を付加して記録する規定は、役割表示の規定として扱う。

## 4. 関連総則

資料 6 について、以下のように説明または検討を行った。

- ・コア・エレメントの条文は「総説」にまとめて置くという提案もあり、今後要検討。

## 5. 資料に関する主要な関連

資料 7 について、以下のように説明または検討を行った。

- ・「具体化」という語は、他の箇所で使われていない語に改めた方がよい。いったん「具現化」としておく。
- ・ア) 表現形－著作の関連、体現形－表現形の関連 イ) 体現形－著作の関連 のいずれかをコア・エレメントとするとあるが、「～の場合」という但し書きをそれぞれのア) イ) の下に置くこととする。
- ・RDA における「**expression manifested**」などの条項名は、エレメントの名称として用いられているため、その直訳を避けた「表現形から体現形への関連」などの条項名もエレメントの名称となる。RDA の用語との対応がわかるようにする必要がある。

- ・「当該著作を実現した表現形を選定し…」という条文の「選定」という語はここでは不適切である。事実関係を認識する、という意味を持つ別の語を考える必要がある。
- ・体现形・個別資料への関連に典拠形アクセス・ポイントを使うか否か議論した。当面、体现形・個別資料にも典拠形アクセス・ポイントを設定するものとして扱う。
- ・「著作は、著作と表現形を関連づける場合は、一つ以上の表現形によって実現される。」という文章は RDA にはないが、いったん置いておく。ただし、「～場合は」という表現は再考する。

## 6. 関連指示子：著作、表現形、体现形、個別資料の間の関連

資料 8 について、以下のように説明または検討を行った。

- ・関連指示子は導入句のように前に置いて使うものとして、元の著作等とそこから派生したものという形で、規則性を持たせた。
- ・RDA で「an expression of work」と「expression」が使い分けられている理由が不明だが、日本語としては「著作の表現形」という表現は採用せず、単に「表現形」とし、説明を簡素化した。
- ・「prequel / prequel to」と「sequel / sequel to」が「前編／後編」と同じになっているが、異なる日本語形となるよう、再考する必要がある。
- ・関連指示子「特別号」に対する「特別号元」という用語は、よりよい用語がないか検討する。
- ・「抄録サービス元」は、「抄録サービス対象」とした方がよいのではないか。

## 7. 資料と個人・家族・団体の関連

資料 9・10 について、以下のように説明または検討を行った。

- ・RDA では、著作の典拠形アクセス・ポイントとして、例外的に「非作成者＋優先タイトル＋その他」の形を認めている。しかし NCR では、常に「作成者＋優先タイトル＋その他」の形とし、「非作成者＋優先タイトル＋その他」の形は、異形アクセス・ポイントとすることを提案する。
- ・この提案は RDA の規定から離れるので、もっと RDA を精査する必要がある。
- ・著作の非作成者の関連指示子に「仮託作成者」と「キャラクター」を追加する、という案を前回出したが、RDA に存在しない用語であるため、この提案は当面撤回する。
- ・法令等と関連を有する非作成者の適用対象として挙げられている著作について、RDA の付録 I で関連指示子として取り上げられているものもあれば、いないものもある。この齟齬をどう考えるか。RDA でどういう運用がされているのか調査の必要がある。
- ・「enacting jurisdiction」の訳として、案中の「発布者」の代わりに「発布団体」または「発布機関」はどうかとの提案があったが、日本人の言語感覚としてより国や地方公共団体を連想しやすい「発布者」のままとする。

## 8. 資料と個人・家族・団体との関連（体現形、個別資料）

資料 11 について、以下のように説明または検討を行った。

- ・関連指示子のところは、日本でその役割がなさそうなものもあり難しいが、日本語にしにくいものは、いったんカタカナで置いておく。日本語として複数の候補があるものは、1つを選び、用語解説等の中で他の候補の用語をあげることとする。
- ・規定の文章は、他の部分に合わせて用語・形式の統一を図る。

## 9. 総説など

資料 12～16 について、説明を行った。

- ・「第 0 章 総説」の前に「目録委員会報告」「序説」を置くこととし、「序説」の案を作成した。総説に記していた事項のうち、「目録の意義」「外部の標準・規則（自体の説明）」「本規則の特徴」を序説に移した。

## 10. 表現形

資料 17・18 について、以下のように説明または検討を行った。

- ・「取得の場所と日付」は「収録の場所と日付」に改める。
- ・「挿図」は、「図版」から変更した用語だが、よりよい用語がないか検討を続ける。
- ・点字記譜について、日本の点字に略語のレベルというものがあるか不明なため、調査の必要がある。
- ・色彩の条項名の「静止画」「動画」は、エレメントの名称であるなら「静止画の色彩」「動画の色彩」という形に改める。

次回以降の委員会の予定

10月17日（土）

11月14日（土）

12月12日（土）

以上